

議 事 日 程

開議日時 令和7年2月17日(月)午前10時

- 第1 会期の延長について
- 第2 請願の付託及び陳情の回付
- 第3 請願審査結果について（文教はぐくみ委員会）
- 第4 議第1号 令和7年度京都市一般会計予算
- 第5 議第2号 令和7年度京都市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 第6 議第3号 令和7年度京都市国民健康保険事業特別会計予算
- 第7 議第4号 令和7年度京都市介護保険事業特別会計予算
- 第8 議第5号 令和7年度京都市後期高齢者医療特別会計予算
- 第9 議第6号 令和7年度京都市中央卸売市場第一市場特別会計予算
- 第10 議第7号 令和7年度京都市中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計予算
- 第11 議第8号 令和7年度京都市土地区画整理事業特別会計予算
- 第12 議第9号 令和7年度京都市土地取得特別会計予算
- 第13 議第10号 令和7年度京都市市公債特別会計予算
- 第14 議第11号 令和7年度京都市立病院機構病院事業債特別会計予算
- 第15 議第12号 令和7年度京都市水道事業特別会計予算
- 第16 議第13号 令和7年度京都市公共下水道事業特別会計予算
- 第17 議第14号 令和7年度京都市自動車運送事業特別会計予算
- 第18 議第15号 令和7年度京都市高速鉄道事業特別会計予算
- 第19 議第16号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 第20 議第17号 京都市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議第18号 京都市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議第19号 京都市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 議第20号 京都市旅費条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議第21号 京都市宿泊税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25 議第22号 京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第26 議第23号 京都市宇多野ユースホステル条例の一部を改正する条例の制定について
- 第27 議第24号 京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第28 議第25号 京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第29 議第26号 京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第30 議第27号 京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第31 議第28号 京都市保健所条例の一部を改正する条例の制定について
- 第32 議第29号 京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第33 議第30号 京都市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 第34 議第31号 京都市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 第35 議第32号 京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第36 議第33号 京都市京北区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第37 議第34号 京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第38 議第35号 京都市景観・まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第39 議第36号 京都市都市公園条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第40 議第37号 京都市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第41 議第38号 京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第42 議第39号 京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第43 議第40号 京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第44 議第41号 関西広域連合と京都市との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の設定に関する協議について
- 第45 議第42号 関西広域連合規約の変更に関する協議について
- 第46 議第208号 令和6年度京都市一般会計補正予算
- 第47 議第209号 令和6年度京都市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第48 議第210号 令和6年度京都市介護保険事業特別会計補正予算
- 第49 議第211号 令和6年度京都市中央卸売市場第一市場特別会計補正予算
- 第50 議第212号 令和6年度京都市土地区画整理事業特別会計補正予算
- 第51 議第213号 令和6年度京都市土地取得特別会計補正予算
- 第52 議第214号 令和6年度京都市市公債特別会計補正予算
- 第53 議第215号 令和6年度京都市自動車運送事業特別会計補正予算
- 第54 議第216号 令和6年度京都市高速鉄道事業特別会計補正予算
- 第55 議第217号 京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第56 議第218号 京都市市庁舎整備基金条例を廃止する条例の制定について
- 第57 議第219号 京都市国際親善交流基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第58 議第220号 京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第59 議第221号 京都市老人医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第60 議第222号 京都市中央保護所条例を廃止する条例の制定について
- 第61 議第223号 京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第62 議第224号 京都市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第63 議第225号 京都市緑化・公園管理基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第64 議第226号 京都市市計画一乗寺地区土地区画整理事業施行規程等を廃止する条例の制定について
- 第65 議第227号 京都市中央卸売市場第一市場整備工事（新青果棟（仮称）電気設備工事）請負契約の変更について
- 第66 議第228号 京都市中央卸売市場第一市場整備工事（新青果棟（仮称）空気調和及び衛生設備工事）請負契約の変更について
- 第67 議第229号 京都市八条市営住宅団地再生事業実施契約の変更について
- 第68 議第230号 京都市壬生東市営住宅新1号棟（仮称）新築工事請負契約の変更について
- 第69 議第231号 京都市養正市営住宅新2号棟（仮称）新築工事請負契約の変更について
- 第70 議第232号 京都市養正市営住宅新3号棟（仮称）新築工事請負契約の変更について
- 第71 議第233号 京都市三条市営住宅S1棟（仮称）新築工事請負契約の変更について
- 第72 議第234号 市道路線の認定について
- 第73 議第235号 市道路線の廃止について
- 第74 議第236号 損害賠償の額の決定について
- 第75 議第237号 動産の処分について
- 第76 議第238号 訴えの提起について
- 第77 議第239号 京都市・京北町合併建設計画の一部変更について
- 第78 議第240号 訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について

~~~~~  
 [午前9時59分開議]

**議長（西村義直）**ただ今から、令和6年京都市会定例会令和7年2月市会を開きます。  
 これより本日の会議を開きます。  
 本日の議事日程は、席上に配付いたしておきました。

議長（西村義直） この場合、議席の変更を行います。2番小島信太郎議員を1番に、1番平田圭議員を2番に変更いたします。

議長（西村義直） 次に、本日の会議録署名者を指名いたします。津田大三議員とくらす共子議員とにお願いいたします。

議長（西村義直） この場合、議長から御報告申し上げます。市長から、澱川右岸水防事務組合及び桂川・小畑川水防事務組合の議会の議員の任期満了に伴う選挙の依頼が参っております。

また、市選挙管理委員会から、市並びに北区、上京区、左京区、中京区、東山区、下京区、南区、右京区及び伏見区の各選挙管理委員及び同補充員の任期満了に伴う通知が参っております。

次に、市長から、損害賠償の額の決定についての専決処分の報告、並びに令和6年度事務事業評価の結果報告及び令和6年度公共事業評価の報告が参っております。これらの写しは、いずれもお手元に配付いたしておきました。

次に、監査委員から、令和6年9月分ないし11月分の例月出納検査の結果報告が参っております。原文は、市会事務局に保管してありますから、随時御覧願います。

以上御報告申し上げます。御了承願います。

議長（西村義直） 日程に入ります。

日程第1、**会期の延長について**を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を3月25日まで4日間延長いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直） 御異議なしと認めます。よって、会期は、3月25日まで4日間延長することに決定いたしました。

なお、今市会の審議期間は、本日から3月25日までの37日間といたします。

議長（西村義直） 日程第2、**請願の付託及び陳情の回付**を行います。

今回受理いたしました請願2件及び陳情10件は、お手元に配付してあります文書表のとおり、所管の常任委員会に付託又は回付いたします。

議長（西村義直） 日程第3、**請願審査結果について**を議題といたします。

委員会報告書は、配付いたしておきました。

これより表決を採ります。

本件は、文教はぐくみ委員会報告書のとおり、4件を不採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（西村義直） 多数であります。よって、本件は、文教はぐくみ委員会報告書のとおり決しました。

議長（西村義直） 日程第4ないし日程第78、**議第1号令和7年度京都市一般会計予算、ほか74件、以上75件**を一括議題といたします。

これらの議案の説明を求めます。松井市長。

〔松井市長登壇〕

市長（松井孝治） おはようございます。令和7年度京都市当初予算議案の提案に当たり、私の所信と予算案の概要を申し上げます。

かつて18歳の春に東京のまちへ旅立ち、人生の半分の時間を東京と首都圏で過ごした私が、京都に再び定住して1年半、そして市長に就任して1年。振り返りますと、京都のまちが抱える諸課題を再認識するとともに、その可能性の大きさも実感する大変充実した貴重な1年でした。

昨年2月4日に市長に当選してから、限られた短い時間の中、能登半島地震で明らかになった課題を踏まえた防災・減災対策の強化、そして国の新制度を全国で初めて活用した観光特急バスの運行などの観光課題対策の強化を指示し、令和6年度の第一次となる予算を編成いたしました。

さらに第二次編成の予算では、喫緊の人口減少問題に対応し、未就学の子供がいる世帯の定住移住を推進するための京都安心すまい応援金を創設するとともに、世界の多彩な創造性豊かな人材を京都に招き、創作活動などを通じて地域や若者との交わり合いにより新たな価値を推進する取組や、市民生活を支える地域公共交通の維持を目的としたバス路線維持の補助金を創設するなど、第一次編成と合わせ、令和6年度予算は、公約に掲げた突き抜ける世界都市の実現に向けて力強い一歩を踏み出す基盤づくりの予算を編成できたものと認識いたしております。また、この間、できる限り京都のまちを歩き、そして全ての区・支所での市民対話会議を開催し、市民、地域、NPO、企業、大学等の皆様との対話、また6名の特別顧問をはじめとする有識者の方々との意見交換など様々な方々との対話を重ねてまいりました。その中で人口減少やコミュニティの希薄化、地域を支える担い手の不足、一部地域への観光の集中など様々な課題がある中においても、あらゆる人々がこのまちの生活文化を支えていることや、京都のまちが持つ豊かな可能性を改めて実感した1年でありました。

そのような中、京都の強みや価値、可能性を最大限にいかし、全ての人に居場所と出番がある突き抜ける世界都市を実現していくためには何を実行していくべきか。そして、このすばらしい京都を更に魅力的なものとし、どう次の世代に継承していくべきか。そのことを念頭に、市役所職員はもとより様々な市民や有識者の方々との侃侃諤諤の議論や意見交換を重ねながら、令和9年度までの政策などを示す新京都戦略の作成や令和7年度予算編成を進めてきたところでございます。

私が目指す全ての人に居場所と出番がある突き抜ける世界都市とは何か、それは町中に夢中があふれ、誰もが幸せを感じ、生きがいを持って活躍できるウェルビーイングなまち、そして世界中から個性や才能にあふれた多彩な方々が集い、市民の皆様や地域、企業などの多様な主体が交わり合って、伝統の上に新たな価値を創造するぬか床のようなまち、さらには日本中・世界中の人々から住みたい、働きたい、活躍したいと思われ選ばれる世界が憧れる唯一無二のまちであります。その実現に向けては、次の姿勢を基本としてまいります。

まずは、市民生活第一の徹底であり、福祉、健康、医療や教育、子育て環境の充実、包摂性の高いまちづくり、京都経済を支える地域企業等の下支え、市民の命、暮らしの安心・安全など、市民生活を守る政策を基本に据えてまいります。

加えて京都のポテンシャルを最大限にいかし、多彩な人々が国内外から集い、つながり、交わり合うことなどにより、新たな京都を切り開くこと、また、全ての人に居場所と出番がある社会の実現を目指し、誰もが活躍できるよう、市内と市外、市役所と市役所以外といった垣根を低くし、市役所・区役所が結節点としての役割を担い、様々な方々が対話を重ねてつながりを深め、社会総がかりで共に課題の解決に取り組む新しい公共を推進していくこと。さらには、より効果的な政策を立案し市民の皆様と協働するよう、市民、市役所、職員が変わること、これらを基本に据えて、目指すまちの姿の実現を図ってまいります。

そして、施策推進に当たり基本方針として六つの柱を設けております。

一つ目、京都の町が紡ぐ文化の力をいかし、新たな魅力価値を創造し続けるまち、二つ目、居場所と出番によりつながり支え合う包摂性が高く誰もが生き生きと活躍できるまち、三つ目、京都の伝統、知恵、イノベーションの力により、都市の活力と成長を支える産業が育つまち、四つ目、京都ならではの学びと子育て環境を通して未来を担う子供、若者を社会全体で共に育むまち、五つ目、豊かな自然、歴史的景観と地域の価値、魅力をいかした自然環境と調和する持続可能なまち、六つ目、市民の命、暮らしを守る安心安全で災害に強いレジリエントなまち、これら六つの柱の下、政策を進め、とりわけ分野横断的に先導的・挑戦的に展開していく取組をリーディングプロジェクトとして強力に推進してまいります。

令和7年度予算は、私にとって実質初めての通年予算となります。令和6年度の京都の未来を見据え種まきとなる基盤づくりから進化し、令和7年度は突き抜ける世界都市の実現に向けた本格展開予算を編成いたしております。安心安全で活力あるまちづくりを市民生活の更なる向上につなげていくため、令和7年度予算は、特に市民生活を守る取組、喫緊の課題である人口減少に対する取組、そして京都の価値、強みをいかし、先導的・挑戦的に展開していく取組を強化した予算としております。また、効果的・効率的な施策を展開し

ていくため、府市協調やオール京都の取組、さらには公民連携などの新しい公共の取組を推進してまいります。特に府市協調については、西脇隆俊京都府知事との府市トップミーティングを年に数回、機動的に開催するなど、京都全域の更なる発展に向けて、より未来志向、成果重視の連携を進めてまいります。令和7年度においても、半導体関連産業の振興や周遊観光、探究学習の充実などの予算を計上し、連携を強化してまいります。加えて、追加予算を掛けず、既存事業の創意工夫や組織体制の強化による、いわゆるゼロ予算による取組も推進してまいります。

続きまして、予算規模についてでございます。

令和7年度の予算規模は、9,575億円でございます。令和6年度の予算規模9,616円億円のうち、第一次編成の余剰財源を第二次編成財源として活用することで、重複する42億円を除くと実質の予算規模は9,574億円となることから、令和7年度予算は、令和6年度と比べて1億円の増となります。事業を見直し、効果的な事業へと再構築を行うスクラップ・アンド・ビルドを図りつつ、限られた財源の中で、令和6年度以上に新規充実事業の市独自財源を確保し、積極的に京都の価値、値打ちを高める必要な施策を展開していくとともに、これまで厳しい財政状況の下、十分に取り組むことができなかった施設の計画修繕を前倒しするなど、これまで以上に老朽化対策を推進する予算としております。

次に、今後の行財政運営については、歳出抑制に軸足を置いた財政運営ではなく、つまり歳出上限を設定せず、京都のまちの魅力や市民生活の豊かさの更なる向上を図り、担税力の強化、ひいては持続可能な行財政の確立につなげてまいります。このため、市民参加協働の下、京都の目指すまちの姿を共有し、財政状況の見える化を図りつつ、社会経済情勢などに応じた不断の点検を行うとともに、限りある財源と人員を、京都の価値、値打ちを高める施策へ重点的に配分してまいります。さらに、将来世代の負担軽減により、将来負担を適切にコントロールしてまいります。

こうした考え方の下、令和7年度予算は収支均衡予算を継続しております。さらに、公債償還基金の計画外の取崩し、いわゆる過去負債の返済については計画どおり10億円を計上することで、令和2年度末に最大642億円あった残高は425億円まで減少しており、今後、令和7年度の補正予算と合わせて年35億円を目安に返済してまいります。また、京都市の財政状況は着実に改善しているものの、人口の約1割が学生であること、市域の4分の3が森林であること、木造家屋が多いことなど京都ならではの都市特性が、残念ながら税収面では構造的な問題となっております。加えてインフレが進む中あらゆるコストが上がっていること、また人口減少の課題などもあることから、引き続き緊張感を持って財政運営に取り組んでまいります。

続きまして、政策の基本方針に掲げる六つの柱に基づき令和7年度予算の主要施策について順次御説明申し上げます。

柱一つ目は、京都のまちが紡ぐ文化の力をいかし新たな魅力価値を創造し続けるまちに118億円を計上いたしております。京都は、暮らしに息づく様々な文化を誘因として、芸術家、クリエイター、職人、料理人など、創造性豊かな方々が集うまちでございます。強みである文化の潜在力をいかし更なる魅力向上を図っていくためには、誰もが多様な文化に触れる機会の創出や、担い手、支え手の確保・育成に加え、創造性豊かな方々を受け入れ、地域や若者などとの交わり合いを通じて新たな価値を創造していくことが必要であります。このため令和7年度は、次世代の文化の担い手、支え手となる子供たちが、京都ならではの文化に触れる体験の充実や、多彩な才能を持つ創造性豊かな人材を受け入れ、地域や若者などとの交流を推進するとともに、海外からの相談対応など世界から多様な人材が集う受入環境の充実などを図ってまいります。

また、観光については、多様で奥深い魅力をいかした観光を推進していくと同時に、観光課題対策の徹底や、市民の皆様が観光が市民生活の豊かさにつながっていることを実感していただけるよう、市民生活と観光の調和・両立を更に推進していくことが必要であります。このため令和7年度は、市内の多様なエリアの魅力を発掘・発信するとしておきの京都や府市協調で周遊観光を推進するまるっと京都の充実など、観光地の分散を更に推進していくとともに、京都駅の混雑緩和策や手ぶら観光の充実、さらには市民優先価格への挑戦をはじめとした市バスの利便性向上策など観光課題対策や観光に対する市民理解を一層推進してまいります。

柱二つ目は、居場所と出番によりつながり支え合う包摂性が高く、誰もが生き生きと活躍できるまちに293億円を計上いたしております。京都は、140万人を超える都市にもかかわらず、日本のよき田舎のように人と人とのつながりがある種の洗練と共に残っている希少なまちであります。しかしながらこの京都の強み

である地域のつながりが、担い手不足などにより希薄化しており、コミュニティを既存の形で残すことが難しくなってきました。今後、地縁団体やNPO、福祉関係団体、企業、大学、学生などの協力の下、市民の皆様が集い、つながり、交ざり合い、自分事として関わる地域コミュニティの再構築が必要です。このため令和7年度は、学校や図書館、公園など様々な公共施設、公共空間などにおいて、市民の皆様や学生、企業などの多様な方々の集い、交ざり合う機会を創出し、地域課題の解決に取り組むとともに、多様な人と人をつなぐ結節点としてのハブ機能を市役所と区役所・支所に設置してまいります。

また、多様化、複雑化する社会課題に対応するため、家庭での関係破綻など様々な困難を抱える女性への支援や、令和6年11月に制定の京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例の趣旨を踏まえたケアラー、ヤングケアラーへの支援に加え、高齢者や障害のある方々などが住み慣れた地域で過ごせるよう、重度障害者などが利用する施設への支援や認知症施策の充実など、地域で見守り支える仕組みの構築などを推進してまいります。

さらに、市民一人一人の健康づくりを推進していくため、がん検診や妊婦とそのパートナーを対象とした歯科検診、歯周疾患予防検診などについて、受診機会の充実を図ってまいります。

柱三つ目は、京都の伝統、知恵、イノベーションの力により、都市の活力と成長を支える産業が育つまちに1,259億円を計上しております。京都経済を力強く成長させていくためには、京都の宝である地域企業の経営基盤の強化、持続的な成長発展に加え、大学など京都のポテンシャルを最大限にいかした世界と社会にインパクトを与えるスタートアップの創出と成長や地域経済の活性化や雇用創出、そして人口流出への歯止めにも寄与する国内外の企業の立地に向けた取組強化が必要不可欠であります。また、現下の京都経済は円安によるインバウンド需要の増加等により景気は緩やかに持ち直している一方で、この間の原材料費等の物価高騰や担い手不足等の影響により経営環境が厳しい状況にあります。このため、令和6年度2月補正予算では、DXやデジタル化推進などの生産性向上や就労環境整備等の担い手確保・定着に向けた支援など、中小企業等の更なる成長を後押しするための経済対策を実施してまいります。

加えて、令和7年度では、就労に当たって課題を抱える求職者など多様な担い手が活躍できる仕組みづくりや、商品開発や海外展開に知見のある事業者と連携した伝統産業の新商品開発や販路開拓支援など、地域企業の持続的発展のためのきめ細かな対策を実施してまいります。また府市協調の下、半導体関連産業の振興に向けて、産学官による推進体制を構築してまいります。スタートアップの創造と成長の加速化に向けては、世界で活躍できるスタートアップのモデル創出に資する集中的な支援や、ライフサイエンスなどのディープテック分野に対する支援を強化してまいります。またさらに企業立地促進策として、大規模テナントオフィスやレンタルラボ施設を新增設する際の補助額を最大1億円から3億円に拡充するとともに、新たな海外企業誘致にも力を入れてまいります。

柱四つ目は、京都ならではの学びと子育て環境を通して未来を担う子供・若者を社会全体で共にはぐくむまちに431億円を計上いたしております。これまで、保育所、学童クラブでの待機児童ゼロ、保育士の処遇改善の充実、国基準以上に手厚い保育士配置など、子育てしやすい環境を充実してまいりました。同時に、基礎学力定着と向上への取組や、全ての市立小学校、高校での茶道体験、全ての市立中学校での華道体験といった子供たちに多くの文化芸術に触れる機会を創出するなど教育環境を充実させてまいりました。

一方で、全国の課題でもある出生数の減少に加え、就職や結婚を機に若者・子育て世帯が市外へ転出する傾向にあり、喫緊の課題となっております。この課題に対応するためには、子育て、教育環境の強みを更に伸ばすなど、定住・移住につながる施策を推進し、若い世代から選ばれるまちづくりが必要であります。このため、令和7年度は、子育て環境の更なる向上に向けて、二人目以降の保育料無償化を今年4月から実施するなど、子育て負担の軽減を図ってまいります。また、令和6年度から開始の京都安心すまい応援金について、令和6年度、7年度の2年間で当初560件の支給を予定しておりましたが、大変好評につき申請件数が予定を上回るペースであることから、今回800件へと大きく件数を充実するなど子育て世帯のすまいづくりを推進してまいります。さらに、子育て世帯などにとって、公園など公共空間がより身近な居場所となるよう、地域や様々な方々の御意見、お知恵も借りながら魅力的な公園づくりに取り組んでまいります。特に、meet us山科-醍醐として、新たに山科・醍醐地域の魅力的な公園づくりに取り組むとともに、引き続き洛西“SAIKO”プロジェクトを推進し、ポテンシャルある市内周辺部の暮らしの魅力を高めてまいります。

教育環境の更なる向上に向けては、子供たちが興味や関心を高め夢中になれる教育環境を推進していくた

め、探究学習や英語教育の強化、演劇教育の実践に加え、科学、技術、工学、芸術、数学の五つの分野を総合的に学ぶSTEAM教育の充実に向けた調査、研究に着手し高大連携を強化するなど、京都ならではの特色ある教育を実践してまいります。

柱五つ目は、豊かな自然、歴史的景観と地域の魅力をいかした自然環境と調和する持続可能なまちに123億円を計上いたしております。京都のまちは、市域の4分の3を占める森林や河川が織りなす豊かな自然に囲まれており、市民の皆様の暮らしや文化は、山紫水明と称される京都の恵み豊かな自然環境に支えられております。一方で、人と自然との関わりや生物の多様性が失われつつあることから、市民、事業者、観光客など多様な方々が京都の自然のすばらしさを身近に感じ愛着を深める機会を創出するなど、生物多様性の恩恵を共に未来へと継承していくことが必要であります。このため、令和7年度は、多様な方々が京都の自然のすばらしさを身近に感じ、発見し、愛着を深める仕掛けとして、生きものむすぶ・みんなのミュージアムの検討を進めるとともに、豊かな脱炭素社会の実現に向け、持続可能な形で資源を効率的、循環的に有効利用し付加価値を生み出す、いわゆるサーキュラーエコノミーへの移行に向けたビジネスモデルの創出などを推進しております。また、防災や水質保全など、多面的機能を有する森林の保全、活用や魅力発信に向けて、天然林化に向けた支援制度の構築や、花脊・八丁平地域の豊かな自然や森林文化の価値を創造する環境の整備などを進めてまいります。

柱六つ目は、市民の命、暮らしを守る安心・安全で災害に強いレジリエントなまちに375億円を計上しております。市民の皆様の命と暮らしを守るためには、災害に強いまちづくり、人づくりの強化、さらには災害時に、市民の皆様や帰宅困難者、観光客などの不安や混乱を最小限にとどめることが何より重要であります。このため、令和6年1月の能登半島地震で明らかになった課題を踏まえ、令和6年度予算では、建物の耐震化や道路防災、避難所環境整備など防災・減災対策の予算を強化してまいりました。

令和7年度は、防災・減災対策を更に強化するため、ハード、ソフト両面での取組を推進してまいります。ハード面の対策については、密集市街地における京町家の大規模修繕の計画策定支援など密集市街地対策を強化するとともに、引き続き、木造住宅や京町家などの耐震化支援、道路整備、橋りょうや水道管の耐震化などを推進してまいります。さらに、災害時の避難所となる学校体育館の空調整備に着手し、市民の皆様や観光客の安心・安全を確保してまいります。ソフト面の対策については、水害や土砂災害の想定区域をより分かりやすくしたWEB版ハザードマップを構築するとともに、地域の防災活動の担い手となる消防団員の確保、定着などに取り組んでまいります。

また、1分1秒を争う救急現場においては、救急隊の現場到着時間の短縮が重要であります。現状、京都市は、救急車の現場到着時間について、全国平均より早い状況を堅持し、政令市トップ水準となっております。しかしながら、高齢化などの進展に対応した救急搬送体制の確保が必要となっております。令和7年度は、救急隊を増隊するなど救急需要の増大に対応し、迅速かつ的確な救急搬送体制を確保してまいります。

続いて、公営企業会計、国民健康保険事業特別会計についてでございます。

まず、市バス・地下鉄事業についてでございます。令和6年度は、市バス・地下鉄の御利用は回復基調にあるものの、令和6年9月に発出した市バス運転士不足非常事態宣言のとおり、担い手不足の深刻化により、減便等を含めた路線・ダイヤの見直しを検討せざるを得ず、市バスネットワークを守っていくことが大変厳しい状況でございます。また、両事業とも、処遇改善のための人件費や物価高騰などにより、収支が令和5年度より悪化するものの、市バスで3億円、地下鉄で15億円の黒字は、何とか確保できる見通しとなっております。

令和7年度についても、市バスはコロナ禍前の状況までお客様数の回復を見込むことが難しく、経常収支は、車両、設備の老朽化対策や処遇改善のための人件費、物価高騰による経常支出の増加により、8億円の赤字を見込み、地下鉄では5億円の黒字を見込むものの、引き続き多額の企業債残高を抱える厳しい経営状況でございます。

こうした厳しい経営状況においても、休止しておりました地下鉄烏丸線可動式ホーム柵の全駅設置に着手するなど安全運行の徹底を最優先に、市バス等の市民優先価格への挑戦をはじめ市バスのリアルタイム運行情報の発信、地下鉄駅トイレのアップグレードプロジェクトの実施、デジタル乗車券やクレジットカードでのタッチ決済の導入による市バス・地下鉄の更なるキャッシュレス化等の利便性向上や受入環境の整備に取り組むなど、持続可能で満足度の高い公営交通を目指す予算といたしております。

次に、水道事業・下水道事業についてでございます。

令和7年度は、水道料金・下水道使用料収入について、家庭用水量の減少や事業用水量の増加の影響により、前年度から横ばいを見込んでいる一方で、支出については、効率的な事業運営に努めるものの、物価高騰の影響が大きい状況となっております。その結果、建設改良のための積立金の確保が厳しい見通しとなっており、特に、当年度の建設財源として活用する水道事業においては、累積資金不足が生じ、建設事業の財源が不足する厳しい状況と見込んでおります。こうした厳しい経営状況の中でも、市民の皆様にとって、重要なライフラインである水道・下水道を守り続けるため、長期的な視点に立ち、老朽化した配水管の更新をはじめとした震災対策、雨に強いまちづくりに向けた雨水幹線の整備等を着実に推進してまいります。さらに、企業債残高につきましては、国の交付金等を最大限利用しつつ、企業債の発行抑制、残高の削減を進めてまいります。

また、市長就任以降、幾つかの不祥事、不適切事案が明るみに出ております。多くの職員が極めて高い誇りと使命感を持って前向きに真摯に業務を遂行している中、一部の職員とはいえ、倫理観の欠如、不祥事につながる組織風土が残っていることについて、私は強い危機感を持っております。再発防止の徹底は当然のことながら、職員の使命感とやりがいを高め、風通しのよい組織風土づくりに一層注力してまいります。

次に、国民健康保険事業についてでございます。

令和7年度は、京都府から示された納付金が、一人当たり医療費の増加などの影響により、令和6年度から更に20億円増加する一方で、被保険者数の減少に伴い、保険料収入は減となる見込みとなっております。その結果、一般会計から、これまで実施している毎年64億円の財政支援に加え、業務集約化による効率化を図ったうえでもなお、収支不足額は令和6年度の67億円から85億円に拡大する見込みとなっております。また、今後も、納付金の増加などにより、財源不足額は更に拡大する見込みとなっております。

国民健康保険事業は、一人当たりの納付金が増加すれば、保険料も引き上げることが原則になっております。医療費の増加等により、一人当たりの納付金が増加する中、これまで基金の活用のみならず、一般会計から多額の財政支援を行い保険料の引上げを抑制してきました。これは、結果的に、国民健康保険事業の相互扶助の本質から目をそらした負担の先送りだったのではないかと私は考えております。このため、令和7年度からは、一人当たりの納付金が増加すれば保険料も引き上げるという原則に基づき、納付金の変動に応じて保険料を設定してまいります。ただし、これまでから実施している一般会計からの財政支援64億円は引き続き確保するとともに、被保険者の急激な負担増とならないよう、5年間掛けて保険料を段階的に引き上げ、その間は、保険料の引上げ幅を抑制するため、一般会計から臨時支援を行ってまいります。

なお、被保険者の約26万人のうち約7割が低所得のため、中間所得者層の世帯に保険料負担が集中している状況であります。全国的にも同様な傾向となっており、財政基盤がぜい弱なことから、制度自体に限界が来ております。このため、国民健康保険制度の安定的な運営に向け、引き続き、保険料の徴収率向上などによる歳入の確保や、被保険者の健康づくりの取組を推進し、医療費の適正化に努めてまいります。さらに、抜本的な改革に向けて、京都府に対して保険料水準の統一の早期実現を求めるとともに、国に対しては、医療保険制度の一本化と、それが実現するまでの更なる財政支援の拡充について強く要望してまいります。

以上、御説明いたしました、本議会に提案しております令和7年度京都市予算は、一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせて合計1兆8,723億円、会計ごとの予算額は、一般会計9,575億円、特別会計6,496億円、公営企業会計につきましては、上下水道事業1,574億円、交通事業1,078億円となっております。

以上が令和7年度予算議案の概要でございます。冒頭申し上げましたとおり、京都のまちが抱える諸課題を再認識するとともに、このまちの可能性の広がりを実感し、未来への責任、そして今を変える勇気を持って、二元代表制の一翼を担う者として、市会の皆様方としっかりと政策議論を行わせていただきたいと存じます。

その他、本議会に御提案申し上げます各議案の概要につきまして、岡田副市長から御説明させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

**議長（西村義直）** 岡田副市長。

〔岡田副市長登壇〕

**副市長（岡田憲和）** それでは、本議会に御提案いたします各議案につきまして、御説明申し上げます。

まず、令和6年度議案についてでございます。

議第208号から議第216号までの9件は、いずれも補正予算でございます。

この度の補正予算は、国の国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策の財源等を活用し、福祉、子育て、公共交通への支援や、生産性の向上、経営基盤の強化に取り組む中小企業等の後押しを行うほか、市民の安心・安全につながる防災・減災、老朽化対策等を推進するとともに、後年度の事業推進のための基金への積立て、社会福祉関連経費等の過不足調整の対応を行う経費として、計522億9,600万円を補正しようとするものでございます。

初めに、国の経済対策を踏まえた市民生活、事業者の下支えについてでございます。

現在においても、物価高騰、担い手不足の深刻化等が続いていることから、国における経済対策の趣旨を踏まえ、福祉施設、子育て施設や地域公共交通、中小企業、伝統産業、農業、林業への支援を行いますとともに、商店街や賃貸住宅に対する省エネの取組を支援してまいります。

続いて、市民の安心・安全につながる防災・減災、老朽化対策等の推進についてでございます。

国から、新たに交付される新しい地方経済・生活環境創生交付金等を活用し、避難所環境の向上を図ってまいります。

また、市民の安心・安全に資する防災・減災に向け、道路、橋りょう、河川、公園等の防災・減災対策、学校施設の長寿命化・安全対策、中央卸売市場第一市場の新青果棟整備を実施するとともに、市民の生活環境向上に向け、公共施設における快適なトイレ環境の創出に向けた取組を進めてまいります。

加えて、地域鉄道会社の設備更新工事等に対し、国府と協調し、補助を行ってまいります。

続いて、後年度の事業推進のための基金積立等についてでございます。

国民健康保険については、令和7年度に保険料の改定を行いますが、引上げ幅を軽減するため、一般会計から国民健康保険事業基金への積立てを行うとともに、令和5年度決算で生じた決算剰余金を基金へ積み立て、保険料引上げの抑制に活用してまいります。なお、先ほど、市長から御説明いたしましたとおり、国民健康保険については、制度自体に限界が来ていることから、抜本的な制度改革に向けて、国・府に対し強く要望してまいります。

また、当初の想定を上回るふるさと納税寄付金の積立てや、土地等の売却益の基金への積立て、追加交付された地方交付税における臨時財政対策債償還分等に係る公債償還基金への積立て、市税収入の増加等により生じる財源を令和7年度に活用するための財政調整基金への積立て、新型コロナワクチン接種事業の不正請求事案に係る国庫返還に向けた基金への積立て、市役所新庁舎の建設工事完了に伴う市庁舎整備基金の廃止に係る清算を行ってまいります。

続いて、その他の事業として、府市協調で推進する大阪・関西万博京都駅周辺エリアまるごとゲートウェイ事業の実施、好評により利用申請が当初見込みを上回る状況にある京都安心すまい応援金及び木造住宅の耐震・防火対策の増額、物価変動に伴う八条市営住宅整備等事業の債務負担行為設定、各区役所・支所の市民窓口課におけるフロントヤード改革に向けた、いわゆる行政キオスク端末の案内等業務委託の充実、戸籍への氏名の振り仮名記載業務を実施するとともに、人件費や社会福祉関連経費等の実績に合わせた過不足調整、国庫支出金等の返還を行ってまいります。

最後に、関係機関等との協議に時間を要したこと等を受け、一部事業において、繰越明許費を設定いたします。

以上が、令和6年度補正予算の概要でございます。

続きまして、条例の改正等についてでございます。

初めに、議第217号京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部改正は、市長の附属機関として、本市の非常勤の職員の報酬の在り方に関する事項について調査、審議するため、京都市行政委員の報酬の在り方に関する検討委員会を設置しようとするものでございます。

次に、議第218号京都市市庁舎整備基金条例の廃止は、新庁舎建設工事の完了に伴い、今後、同基金を活用する見込みがないことから、これを廃止しようとするものでございます。

次に、議第219号京都市国際親善交流基金条例の一部改正は、国際交流会館の整備及び姉妹都市交流事業の実施に必要な財源に充てるため、基金の一部を処分しようとするものでございます。

次に、議第220号京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部改正は、所期の設置目的を達成

した京都市外来種チュウゴクオオサンショウウオ対策検討委員会を廃止しようとするものでございます。

次に、議第221号京都市老人医療費支給条例の一部改正は、医療費の支給対象者の判定に係る所得税について、定額減税による影響を含めずに算定しようとするものでございます。

次に、議第222号京都市中央保護所条例の廃止は、民間ホテルによる宿泊場所の提供や、他のホームレス支援施設における定員の拡大等の支援を実施しており、令和4年4月の同施設の休止以降も支援に支障が生じていないことから、これを廃止しようとするものでございます。

次に、議第223号京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例等の一部改正は、職員配置等に係る特例措置を国基準と同様に改めるほか、栄養士法の一部改正に伴う要件の変更など、規定を整備しようとするものでございます。

次に、議第224号京都市市営住宅条例の一部改正は、配偶者暴力相談支援センター等において、暴力を理由に保護をされ、又は、対面により相談を行った旨の証明書の交付を受けた単身者について、市営住宅に入居できるようにするものでございます。

次に、議第225号京都市緑化・公園管理基金条例の一部改正は、受納した寄付を、篤志緑化・公園管理基金に積み立てようとするものでございます。

次に、議第226号京都市計画一乗寺地区土地地区画整理事業施行規程等の廃止は、一乗寺地区土地地区画整理事業施行規程ほか7条例について、事業が完了しているため、これらを廃止しようとするものでございます。

条例の改正等については、以上でございます。

続きまして、契約議案でございます。

初めに、議第227号及び議第228号は、京都市中央卸売市場第一市場整備工事に係る請負契約の変更であり、賃金及び材料価格等の上昇に伴い、電気設備工事、空気調和及び衛生設備工事について、それぞれ請負金額を変更しようとするものでございます。

次に、議第229号は、京都市八条市営住宅団地再生事業実施契約の変更であり、維持管理における物価変動に伴い、請負金額を変更しようとするものでございます。

次に、議第230号は、京都市壬生東市営住宅の（仮称）新1号棟新築工事に係る請負契約の変更であり、工事内容の変更や賃金及び材料価格等の上昇に伴い、請負金額を変更しようとするものでございます。

次に、議第231号から議第233号は、いずれも市営住宅に係る新築工事請負契約の変更であり、京都市養正市営住宅の（仮称）新2号棟、（仮称）新3号棟、京都市三条市営住宅の（仮称）S1棟について、賃金及び材料価格等の上昇に伴い、請負金額を変更しようとするものでございます。

契約議案については、以上でございます。

続きまして、議第234号及び議第235号は、市道路線の認定及び廃止でございます。

次に、議第236号損害賠償の額の決定は、本市が管理する街路樹の管理かしに起因する事故について、損害賠償の額を定めようとするものでございます。

次に、議第237号動産の処分は、京都市中央斎場における残骨灰減容化に伴い生じた貴金属を売り払おうとするものでございます。

次に、議第238号訴えの提起は、相手方所有の建築物が著しい管理不全状態にあったことから、建築基準法等に基づき、建築物の除却等を行ったため、これらの費用及び遅延損害金の支払を求める訴えを提起しようとするものでございます。

次に、議第239号京都市・京北町合併建設計画の一部変更は、市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づき、計画期間を1年延長するとともに、計画の一部を変更しようとするものでございます。

最後に、議第240号訴えの提起は、本市が有する債権について支払督促を申し立てたところ、相手方が適法な督促異議の申立てを行い、民事訴訟法の規定により訴訟に移行したため、訴訟の継続又は裁判上の和解を行おうとするものでございます。

令和6年度議案については、以上でございます。

続きまして、令和7年度議案について御説明申し上げます。

まず、議第1号から議第15号までの令和7年度予算議案は、先ほど市長から御説明を申し上げたとおりでございます。

次に、条例の制定等についてでございます。

初めに、議第16号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定は、刑法の一部が改正されることに伴い、関係条例を整理しようとするものでございます。

次に、議第17号京都市事務分掌条例の一部改正は、市政の一層の推進を図るため、組織を改正しようとするものでございます。

次に、議第18号京都市職員定数条例の一部改正は、事業内容及び業務執行体制の見直し等に伴い、職員の定数を改定しようとするものでございます。

次に、議第19号京都市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正は、京都市特別職報酬等審議会からの答申等を踏まえ、市長等の給与を改定しようとするものでございます。

次に、議第20号京都市旅費条例の一部改正は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備しようとするものでございます。

次に、議第21号京都市宿泊税条例の一部改正は、市民生活と観光の調和・両立の推進及び都市格の向上に向けた京都の魅力の維持・向上及び発信に要する費用に係る財源を確保するとともに、これらの費用に係る負担の更なる適正化を図るため、宿泊税の税率を改定しようとするものでございます。

次に、議第22号京都市市民活動センター条例の一部改正は、錦林市営住宅団地再生計画を機に、左京東部いきいき市民活動センターを廃止するとともに、京都市市民活動総合センターのスマールオフィスの使用者の利便性の向上を図るため、使用期間の上限を引き上げようとするものでございます。

次に、議第23号京都市宇多野ユースホステル条例の一部改正は、利用料金の上限額の適正化を図るとともに、市民利用の促進に向け新たに市民料金を設定しようとするものでございます。

次に、議第24号京都市衛生関係手数料条例の一部改正は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の規定に基づく、輸出証明書の発行の申請に対する審査に係る手数料を定めようとするものなどでございます。

次に、議第25号京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正に伴い、規定を整備しようとするものでございます。

次に、議第26号京都市国民健康保険条例の一部改正は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の賦課額のうち、基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の上限額を改定するなど必要な措置を講じようとするものでございます。

次に、議第27号京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正は、国基準の一部改正に伴い、地域包括支援センターの職員及びその配置に係る基準を定めようとするものでございます。

次に、議第28号京都市保健所条例の一部改正は、保健所を市役所北庁舎に移転させることに伴い、施設の位置を変更しようとするものでございます。

次に、議第29号京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正は、児童福祉法等の一部改正に伴い、一時保護施設の設備及び運営について条例で基準を定める必要が生じたことから、当該基準を定めようとするものなどでございます。

次に、議第30号京都市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、妊婦のための支援給付の制度が新たに設けられることから、規定を整備しようとするものでございます。

次に、議第31号京都市保育所条例の一部改正は、児童福祉法の一部改正に伴い、こども誰でも通園制度が創設されることから、当該事業を利用する方が市営保育所を利用できるようにするものでございます。

次に、議第32号京都市都市計画関係手数料条例の一部改正は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び建築基準法の一部改正に伴い、省エネ基準への適合義務の拡大や構造計算を必要とする建築物の対象が拡大されることに対応するため、審査等に係る手数料を定めるとともに、手数料の適正化を図ろうとするものなどでございます。

次に、議第33号京都市京北区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正は、建築基準法の一部改正に伴い、規定を整備しようとするものでございます。

次に、議第34号京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の一部改正は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、駐車場及び劇場等の客席に係る建築物移動等円滑化基準が見直されたことから、条例で同基準に付加していた基準を改めるなど規定を整備しようとするものでございます。

次に、議第35号京都市景観・まちづくりセンター条例等の一部改正は、同センター等の開所時間を変更するとともに、新たにセンター内の施設を貸し出すことに伴い、使用料の額を定めようとするものでございます。

次に、議第36号京都市都市公園条例等の一部改正は、都市公園及び市民緑地の使用料及び利用料金の適正化を図ろうとするものでございます。

次に、議第37号京都市都市公園条例の一部改正は、都市公園において禁止している行為について、市長が特別の理由があると認める場合には行うことができるようにするものでございます。

次に、議第38号京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部改正は、市長の附属機関として、持続可能な上下水道事業の運営に関する事項について調査、審議するため、京都市上下水道事業審議会を設置しようとするものなどでございます。

次に、議第39号京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正は、定年前再任用短時間勤務教職員等にへき地手当等を支給するとともに、京都市旅費条例の改正に伴い、規定を整備しようとするものでございます。

次に、議第40号京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部改正は、当該選挙における選挙公報について、公職選挙法の規定に準じ、選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情がある場合における配布の方法を定めようとするものでございます。

条例の制定等については、以上でございます。

続きまして、議第41号関西広域連合と京都市との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の設定に関する協議は、関西広域連合から、公平委員会の事務の委託を受けるため、当該事務の委託に関する規約を定めることについて協議を行おうとするものでございます。

最後に、議第42号関西広域連合規約の変更に関する協議は、関西広域連合の副広域連合長の定数を一人から3人以内に変更するなどの必要があるため、関係地方公共団体と協議を行おうとするものでございます。

本議会に御提案いたしました議案の概要は、以上のとおりでございます。

よろしく御審議のうえ、御議決いただきますようお願い申し上げます。

**議長（西村義直）** この場合、お諮りいたします。ただ今議題となっております議案75件のうち、議第208号ないし議第216号、議第218号及び議第227号ないし議第229号の13件については審議を続行し、残余の議案の審議はこの程度にとどめたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（西村義直）** 御異議なしと認め、さよう決めます。

井上よしひろ議員。

**井上よしひろ議員** 議事進行について動議を提出いたします。

ただ今議題となっております議第208号から議第216号、議第218号及び議第227号から議第229号の13件については、67名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、慎重審議願いたいと思います。（「賛成」と呼ぶ者あり）

**議長（西村義直）** ただ今、井上よしひろ議員から動議が提出され、動議は成立いたしております。

お諮りいたします。ただ今の井上議員の動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（西村義直）** 御異議なしと認めます。よって井上議員の動議のとおり決めます。

なお、予算特別委員は、全議員67名の方々を指名いたします。

~~~~~

議長（西村義直） 本日の審議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直）御異議なしと認めます。よって本日はこれをもって延会いたします。

〔午前10時55分延会〕



議 長	西 村 義 直
署名議員	津 田 大 三
同	く ら た 共 子